

# 令和6年度射水市廃棄物減量等推進審議会 議事録

## 1 開催日時

令和6年12月25日(水) 午前10時から11時30分まで

## 2 場 所

射水市役所本庁舎3階 会議室304

## 3 出席者

### (委員)

- ・寺林 志朗 (射水市地域振興会連合会 副会長)
- ・沖 和美 (いみず女性ネットワーク 会長)
- ・串田 伸男 (射水市環境衛生協議会 会長)
- ・福田 靖子 (射水市食生活改善推進協議会 会長)
- ・今井 秀一 (射水市商工会議所総務課 課長)
- ・加治 秀夫 (射水市一廃収運業者協議会 会長)
- ・若林 泰山 (射水リサイクル協会 会長)
- ・中山 純一 (富山県環境科学センター 所長)

### (事務局)

- ・市井 秀明 (市民生活部 環境課長)
- ・四柳 暢哉 (環境課 課長補佐)
- ・林原 敦夫 (環境課 主査)

## 4 欠席者

- ・川上 智規 (富山県立大学教授)
- ・八箇 かの子 (射水市商工会女性部長)

## 5 配布資料

(資料1) 令和5年度射水市一般廃棄物の処理の概要

(資料2) 令和6年度射水市一般廃棄物処理実施計画

(参考資料1) プラスチック資源一括回収及びリサイクル物の収集回数の見直し  
について

(参考資料2) 令和6年度能登半島地震に伴う災害ごみの処理について

## 6 議題

- (1) 令和5年度射水市一般廃棄物の処理の概要
- (2) 令和6年度射水市一般廃棄物処理実施計画

## 7 報告

- (1) プラスチック資源一括回収及びリサイクルの収集回数の見直しについて
- (2) 令和6年度能登半島地震に伴う災害ごみの処理について

## 8 質疑応答及び意見の概要

委員	資料2の8ページ③のし尿の処理量について、一般住民の分が大半なのか。事業者の分も含まれるのか。
事務局	<p>一般住民だけでなく、事業者の分も含まれています。</p> <p>本市においては、約95%が下水道接続となっていますが、下水道計画地域から外れる地域については、汲み取りや浄化槽により処理を行っています。</p> <p>また、下水道計画地域外であり、浄化槽を設置せざるを得ない場合には設置費用の補助を行っています。</p> <p>下水道計画地域内については、下水道への変更をお願いしているところですが、個人の事情等から、ある程度の件数は残るとしており、そういう生し尿や浄化槽汚泥については、本市衛生センターで処理する形で計画をしています。</p>
委員	電気式ごみ自家処理機の補助金については、補助率等はどうなっていますか。
事務局	<p>電気式ごみ自家処理機の補助金については、購入価格の3分の1の金額を補助しており、補助金の上限は15,000円となっています。</p> <p>申請件数については、コロナ禍前は年度毎につきばらつきがあったのですが、令和2年度以降は増えており、コロナが流行し家庭で食事を作る機会が増えた結果、家庭で発生する生ごみも増え、生ごみの減量をする家庭も増えたのではないかと分析しています。</p>
委員	ごみの不法処理に関してですが、自分のいる自治会で自動車の解体ごみがごみ集積所に出されたことがあり、外国人の方が経営されている中古車屋が近くに多いことから問題になったことがあります。

	<p>る。</p> <p>外国人の方に対して、ごみの出し方を周知していく取組を進めていただきたい。</p>
事務局	<p>ごみの分別等のルールが日本と大きく違う国の方に理解していただくのは難しく、課題と考えています。</p> <p>そういった外国人の方に、ごみの分け方を説明するため、外国語のごみカレンダーを英語、ロシア語、ポルトガル語、ウルドゥー語などで作成しています。</p> <p>また、中国語、ベトナム語版についても、拡充しているところであります、今後も対応言語を増やしていきたいと考えております。</p> <p>外国人の方に対して、ごみの出し方を周知してほしい等のご相談は、環境課までご連絡いただきますようお願いいたします。</p>
委員	外国語を話せる職員はいるのでしょうか。
事務局	一部の言語については職員で対応できるのですが、職員で対応できない言語については、国際交流協会に依頼していいます。
委員	<p>私は、古紙回収業者でプラスチック製容器包装の回収ボックスを設置しているのですが、外国人の方が分別の方法が分からぬことから、回収対象外のものを持ち込まれることがある。</p> <p>口頭で説明しようにも言葉が通じず、対応に苦慮しており、市のＨＰなどで、外国人の方にごみの分け方を説明する短文を掲載して、地域等での住民にも活用できるよう要望します。</p>
委員	参考資料2の、能登半島地震による家庭から発生した災害ごみの受付については、3月31日で終了したのでしょうか。
事務局	そのとおりです。
委員	クリーンピア射水の南側の災害ごみ仮置場において、能登地域で発生した災害ごみも受入れしているのでしょうか。
事務局	能登半島地震で被災された能登地域では、地域の自治体だけでは災害ごみを処分できないため、国等を通して周辺の自治体にごみ処理の協力について要請されており、本市にも依頼がありましたが、現在は、本市で発生した災害ごみを片づけることを優先にしており、能登地域の災害ごみの受入れは行っていません。

	<p>クリーンピア射水南側の仮置場では、令和6年3月31日までは、地震により家庭から発生した片づけごみを受入れ、4月1日以降は公費解体に伴う災害ごみの受入れを行っています。</p> <p>公費解体については、現時点でおおよそ3割程度の解体が終わっており、事業が全て完了するのは、令和7年9月頃と見込んでいます。</p> <p>本市の災害ごみの処理が終わり次第、能登地域の災害ごみの受入れについて検討したいと考えています。</p>
委員	野手埋立処分所の埋立期間が令和10年3月末までとなっているが、その後の予定はどうなっているのでしょうか。
事務局	<p>令和7年度から3か年で拡張工事を行う予定としています。</p> <p>拡張工事により埋立容積を7万m<sup>3</sup>を追加し、埋立期間が15年延長となる見込みです。</p>
委員	拡張工事に関する設計の状況を教えてください。
事務局	基本設計は完了しており、現在は実施設計中です。来年度に工事を発注する予定としています。
委員	埋立物について令和5年度までの実績が載っているが、今年は災害ごみもあることから、これまでより増える見込みですか。
事務局	<p>災害ごみで、クリーンピア射水に持込まれた埋立ごみは民間事業者により碎石にするなどの再生利用をしましたが、野手埋立処分所に直接持ち込まれた埋立ごみには、焼却灰が付着しており再生利用が難しいためそのまま埋立てており、その量は約300tとなっています。</p> <p>野手埋立処分所では、年間約3,000tの焼却灰を埋め立てて処分しており、災害ごみの影響はそれほど大きくないと考えています。</p>